長崎市教育委員会規則第１４号

長崎市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年１１月１１日

長崎市教育委員会教育長　西本徳明

長崎市公民館条例施行規則（昭和３５年１２月１日教育委員会規則第３号）の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（休館日） 第５条　公民館の休館日（北公民館の休館日を除く。）は、次のとおりとする。 (1)　長崎市東公民館 ア　１２月２９日から翌年の１月３日まで イ　教育委員会が管理上必要があると認める日 (2)・(3)　［略］ (4)　長崎市三重地区公民館 ア　月曜日 イ　休日（休日が月曜日に当たるときは、その翌日）	（休館日） 第５条　公民館の休館日（北公民館の休館日を除く。）は、次のとおりとする。 (1)　長崎市東公民館、長崎市高浜地区公民館及び長崎市野母地区公民館 ア　１２月２９日から翌年の１月３日まで イ　教育委員会が管理上必要があると認める日 (2)・(3)　［略］ ［新設］

ウ　１２月２９日から翌年の１月３日まで	
エ　教育委員会が管理上必要があると認める日	
(5)　長崎市香焼公民館、長崎市三和公民館、長崎市川原地区公民館及び長崎市為石地区公民館	(4)　長崎市香焼公民館、長崎市三和公民館、長崎市川原地区公民館及び長崎市為石地区公民館
ア　月曜日	ア　月曜日
イ　休日	イ　休日
ウ　１２月２９日から翌年の１月３日まで	ウ　１２月２９日から翌年の１月３日まで
エ　教育委員会が管理上必要があると認める日	エ　教育委員会が管理上必要があると認める日
(6)　長崎市高浜地区公民館及び長崎市野母地区公民館	［新設］
ア　日曜日及び土曜日	
イ　休日	
ウ　１２月２９日から翌年の１月３日まで	
エ　教育委員会が管理上必要があると認める日	
(7)　長崎市外海公民館	(5)　長崎市外海公民館及び長崎市黒崎地区公民館
ア　火曜日	ア　火曜日
イ　休日の翌日	イ　休日の翌日
ウ　１２月２９日から翌年の１月３日まで	ウ　１２月２９日から翌年の１月３日まで

エ　教育委員会が管理上必要があると認める日	エ　教育委員会が管理上必要があると認める日
［削る］	(6)　前各号に掲げる公民館以外の公民館 ア　月曜日 イ　休日（休日が月曜日に当たるときは、その翌日） ウ　１２月２９日から翌年の１月３日まで エ　教育委員会が管理上必要があると認める日
２・３　［略］	２・３　［略］

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第５条第１項第５号の改正規定（「及び長崎市黒崎地区公民館」を削る部分に限る。）は、令和９年４月１日から施行する。